平成２７年（フ）第４６２号
福岡市東区香椎駅東１丁目36番18―202号
債務者　松本　祐輝
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４６４号
福岡市東区和白丘３丁目３番26―301号
債務者　前本　　隆
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４７０号
福岡県糸島市篠原西２丁目13番13号
債務者　松永　順一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０６号
仙台市泉区将監２丁目２番５号
債務者　庄司真由美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
仙台市泉区虹の丘１丁目10番地の３　パシフィック虹の丘706
債務者　吉田　美雪
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
宮城県塩竈市千賀の台３丁目６番15号
債務者　後藤　慶大
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番421号
債務者　下山須佐子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷北１丁目11番２号
債務者　田畑　大輔
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
さいたま市見沼区大和田町１丁目323番地９
債務者　齊藤　健太
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
埼玉県和光市西大和団地１番４号103
債務者　國谷　直美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
さいたま市大宮区大成町３丁目273番地２
内田ハイツ102
債務者　大嶋　敏昭
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
埼玉県熊谷市楊井1784番地16　ケアホームアルビジア、旧住所埼玉県熊谷市村岡224番地センターハイツ小林Ｂ201
債務者　中田　裕一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３８号
長野県飯山市大字静間198番地１
債務者　宇田　雄三
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
兵庫県姫路市北平野１丁目７番23号　２Ｆ―10号、従前の住所兵庫県姫路市車崎２丁目４番９―604号
債務者　山谷　　高
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市保城361番地　サニーパレス保城401号
債務者　小田　剛郁
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９号
福岡県大川市大字酒見1033番地１
債務者　吉田　温子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福岡県みやま市瀬高町小川998番地１　雇用促進住宅瀬高宿舎１棟203号
債務者　新門　敏一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
秋田県能代市明治町15番22号　第２コーポ瀬川12号
債務者　大鐘　和正
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
秋田地方裁判所能代支部